

令和 5 年 7 月 1 日開始

# 前橋市初回産科受診料支援事業のご案内

低所得世帯の妊婦さんが、妊娠の診断を受けるために産科医療機関等を初回受診する際に必要な費用を助成します。安心して妊娠期を過ごせるよう、関係機関と連携しながら支援します。

## 対象者

初回到産科受診する日において前橋市内に住民票がある妊婦で、次の(1)または(2)に該当する方。

(1)市民税非課税世帯 (2)(1)と同等の所得水準であると市長が認める方

※ ご自身が対象者か否かについては申請時にご確認できます。

※ 前橋市外に住民票のある方は、お住いの自治体にお問い合わせください。

※ 出産を迷っている方もご申請いただけます。

## 助成額

助成上限額 10,000 円（妊娠判定に要する診察・尿検査・必要に応じて超音波検査の診察料の費用）

※助成上限額と実際に自費で受診した健診費用を比較して、低い金額が助成となります。

## 助成方法

受診費用を一旦お支払いいただき、後日、申請をしていただくことで規定の額が払い戻されます。

受診された日から 3 か月以内にご申請ください。

## 申請・請求に必要なもの

(1)初回産科受診料助成金交付申請書兼実績報告書

(2)領収書及び明細書の原本

(令和 5 年 7 月 1 日以降の受診日が該当。医療機関名の押印のあるもの。レシート、コピー不可。)

(3)妊娠を確認できる資料(妊娠届出書または超音波写真等)

(4)初回産科受診料助成金交付請求書

(5)申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの(金融機関の通帳など)

(6)生活保護受給者証(該当者のみ)

(7)世帯員の区市町村民税非課税証明書(該当者のみ)

※住民税の賦課基準日である1月1日に前橋市に住民登録がある方は、

非課税証明書が不要な場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。



前橋市 HP はこちら

「妊娠したけどどうしたらいいかわからない…」

「妊娠を家族に相談できない…」

「今後のお金のことが心配…」など

お困りがあればご相談ください。

《問い合わせ先》

前橋市保健センター こども支援課

時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

電話：027-212-8337